

まちづくり条例に基づく わがまちルール のご案内

渋谷区 都市整備部

地区住民等や区の認定を受けた「まちづくり協議会」などが、「ご近所」や「町丁目」といった身近な生活区域を対象とした自主的なルールを作成し、地区内で合意の後、「わがまちルール」として区へ申請し、登録する制度です。

「わがまちルール」は、地域において「運用会議」を設置し、自主的に運用することを基本としています。住民主体のまちづくりの「きっかけ」になることを期待しています。

この「わがまちルール」の活用に際し、想定できるものとしては、将来の「地区計画」の策定につながる内容のものから、これまで行政が策定していた「都市計画」では実現することが困難であった生活上のルールといった事柄まで多岐にわたっています。

このルールは地区内の自主的なルールであり、区に届出書を提出する必要はありません。

新たに引っ越しや建築行為等をされる皆様には、理想的なまちを目指している住民の思いを尊重し、良好な生活環境を維持するために「わがまちルール」の実現にご協力ください。

生活上のルールとは？

〈代表例〉

- 落書き・無断貼付シール・貼り紙の禁止
- 歩きたばこを禁止し、ゴミ出しルールの遵守
- 深夜営業の制限など

〈内容及び適用する区域〉

区内には5つのわがまちルール（代官山、穂田、原宿、渋谷中央街、豊恵）が策定されています。それぞれの内容及び適用する区域は別紙を参照してください。

【お問い合わせ先】

渋谷区 都市整備部 まちづくり第二課 まちづくり推進係

TEL：03-3463-2943（ダイヤルイン）FAX：03-5458-4918

【わがまちルールに関する情報は区のホームページでもご覧になれます】

□わがまちルール

<http://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyo/machi/wagamachi/index.html>